○農林水産省告示第二千二百四十九号

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則（平成八年農林水産省令第三十三号）第五条の規定に基づき、平成十一年三月三日農林水産省告示第三百四十三号（排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則第五条の規定に基づき大韓民国国民が表示しなければならない標識を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十二年十二月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

備考1号中「である」を「であり、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第76号）第5条の規定により交付を受けた許可証の番号を記載するものとする」に改める。

○農林水産省告示第二千二百五十号

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則（平成八年農林水産省令第三十三号）第五条の規定に基づき、平成十二年七月十三日農林水産省告示第千四号（排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則第五条の規定に基づき中華人民共和国国民が表示しなければならない標識を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十二年十二月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

備考1号中「である」を「であり、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成8年法律第76号）第5条第2項の規定により交付を受けた許可証の番号を記載するものとする」に改める。

○農林水産省告示第二千二百五十一号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第一項の規定により社団法人京都府畜産振興協会に係る地鶏肉、有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物についての同法第十七条の二第一項の登録が、平成二十二年十月十九日限り、その効力を失ったので、同法第十七条の三第五項の規定に基づき公示する。

平成二十二年十二月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

○農林水産省告示第二千二百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　青森県五所川原市大字飯詰字沢田八五の二、八五の四一七、八五の四二一、八五の四四四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字沢田八五の二（次の図に示す部分に限る。）、八五の四二一、八五の四四四

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県庁及び五所川原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県伊那市高遠町藤沢四七〇二のハ、四九七五の五八から四九七五の六二まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

高遠町藤沢四七〇二のハ、四九七五の五八から四九七五の六一まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、四九七五の六二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡宮田村四七五一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

宮田村四七五一の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び宮田村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡南木曽町吾妻四六八九の五、四六八九の七五四、四六八九の七五五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

吾妻四六八九の五（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県上高井郡高山村大字奥山田字山田入三六八一の五七五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び高山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡根羽村一五五三の一、一五五三の二、四九一八の一八〇、四九一八の一九九、四九一八の二〇〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備